

出席停止の日数数え方について（インフルエンザ）

インフルエンザの出席停止期間にはきまりがあります。

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」について

発症とは、発熱症状が現れた日のことです。発症日は含まず、翌日が1日目になります。

【例1】

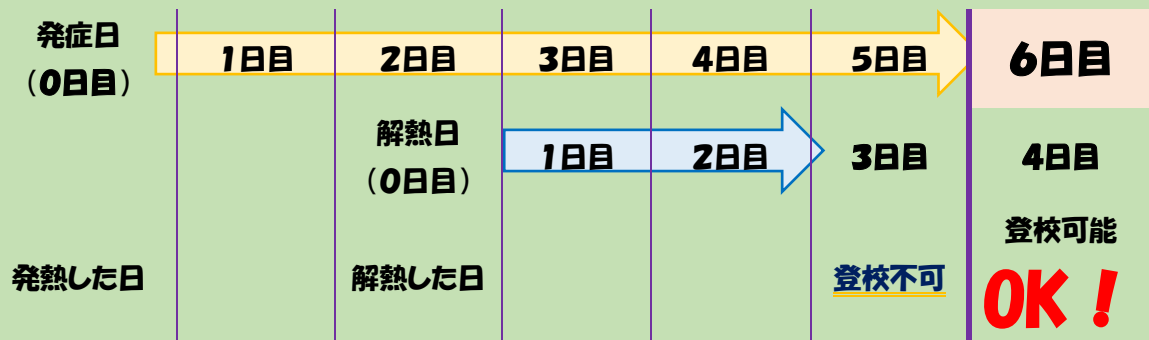
この場合、6日目に登校できます。



【例2】

この場合、解熱して2日経過していても、発症後5日を経過していないため登校できません。

発症後6日目に登校できます。



【例3】

この場合、発症後5日が経過していても、解熱後2日が経過していないため登校できません。

発症後7日目に登校できます。



例えば 水曜日に発熱した場合、【例1】【例2】のように順調に解熱しても、最短で登校できるのは翌週の火曜日になります。